

“A MODERN FORM OF SLAVERY:
Trafficking of Burmese women and Girls into Brothels in Thailand”
の日本語訳発行にあたって

古沢 加奈
ふるさわ かな

原書の“A MODERN FORM OF SLAVERY: Trafficking of Burmese Women and Girls into Brothels in Thailand”は1993年に国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチによって刊行された。この本は、『現代の奴隷制 タイの売春宿へのビルマの女性と少女の人身売買』というタイトルにもあるように、タイに人身売買され、性的奴隷として働かされているビルマの女性や少女たちに焦点を当てている。1993年当時、少なく見積もっても、それらの女性や少女は2万人にのぼり、さらに毎年1万人ずつ増加していくと推定されていた。ヒューマン・ライツ・ウォッチは1992年と1993年に、12歳から22歳の30人のビルマ人女性たちにかなり踏み込んだインタビューを行い、彼女たちが、借金による拘束、違法監禁、強制労働、レイプ、身体的虐待、HIV/エイズ感染の危険にさらされるなど、さまざまな形の虐待に直面していることを詳述している。また、タイで捕まった場合、収容施設でどのように虐待されているか、政府の役人がどのように関与しているか、問題の背景には何があるのか、国内法・国際法がいかに遵守されていないかなども明らかにしている。

私が原書を初めて手にしたのは1994年であったが、その2年程前の1992年3月に、私自身、タイ南部のラーンで売春宿で働いているビルマの女性たちとの接触を試みた経験がある。1990年代初頭、タイ国内では、すでに彼女たちのことが報道されていたし、ビルマの軍事政権による民主化運動弾圧からタイ・ビルマ国境に逃れてきたビルマ人たちからも彼女たちのことを聞いていた。ラーンでは、友人たちの協力を得て売春宿の近くまで車で行った。売春宿は、町中ではなく、ラーンを中心部と港の間の閑散とした地域に何軒か固まって建っていた。女性たちの姿を確認はできたものの、売春宿には拳銃が常備されているため停車することさえも危険だと言われ、それ以上近づくこともできなかった。「TOYOTA」という売春宿の名の看板が妙に印象に残っている。そんな状況を目の当たりにしているだけに、女性たちの生の声をたくさん集録しているこの本の貴重さを実感している。出版されてからすでに10年以上になるが、いまだに問題は解決していない。本稿では、この間に起こった時事的状況の変化や法改正など、現時点での状況を理解するために必要不可欠と思われるポイントをまとめてみたい。

ビルマ女性たちの人身売買の背景にある、ビルマ軍事政権による圧政、人権侵害は、今もなお続いている。1988年9月18日に民主化運動を弾圧した軍事政権は、国家法秩序回復評議会(State

Law and Order Restoration Council: SLORC) と名乗っていたが、1997年11月15日には名称を国家平和開発評議会 (State Peace and Development Council: SPDC) とし、構成メンバーを入れ替えた。しかし、基本的には軍事政権の続行に変わりはなく、1990年5月27日の総選挙で圧勝した NLD (国民民主連盟) への政権移譲も果たされていない。アムネスティ・インターナショナルによると、2005年2月現在、ビルマには1300人以上の政治囚があり、その多くが深刻な健康問題で苦しんでいる。2004年11月・12月に3回の大量釈放があり、計14,318人が釈放されたが、そのうち政治囚は61人だけであった。ちなみに、この時、民主化運動の学生指導者ミンコーナインが15年半ぶりに釈放された。NLD書記長のアウンサンスーチーは、1989年7月20日から1995年7月10日まで自宅軟禁状態に置かれた。1995年の解放後も厳しい監視と行動制限の下で民主化運動を続けていたが、2000年9月22日から2002年5月6日まで再度自宅軟禁状態に置かれた。そして、2003年5月30日、ビルマ北部遊説中に軍事政権側の支持者による組織的襲撃を受け、ラングーンへ移送された後、自宅軟禁状態に置かれた。軍事政権は、2004年11月に彼女の軟禁をさらに1年延長し、2005年3月現在も、自宅軟禁は解かれていない。彼女は、計9年半もの間、拘禁されてきたのである。

軍事政権による人権侵害は、広範囲にわたり、ビルマの民衆を苦しめ続けている。シャン、カレン、カヤー、モン州の一部で SPDC による反政府勢力の掃討作戦が行われているが、村人たちは強制的に移住させられたり、ポーター (荷役) として国軍に強制徴用され武器や弾薬を運ばされたり、人間地雷探知機として地雷敷設地帯を国軍部隊より先に歩かされたりしている。さらに、多くの女性たちが、国軍兵士にレイプされており、虐殺されるケースもある。SWAN (シャン女性アクションネットワーク) と SHRF (シャン人権基金) が2002年に発行した“LICENSE TO RAPE: The Burmese military regime's use of sexual violence in the ongoing war in Shan State” (『レイプの許可証—ビルマ軍事政権によるシャン州での戦時性暴力の行使』) は、ビルマ国軍による173件の性暴力事件について詳しく報告し、女性に対する性暴力が戦争の武器として組織的に用いられていることを明らかにしている。

ビルマでは、軍事政権が貿易規制の緩和政策などによる外国資本の本格的導入を図った結果、1990年代前半には外国企業の投資も増えた。都市部の表面的な変化からは、一定の経済発展が見えてきたように思われたが、農村部の経済は厳しい状況にあった。1997年以降は、東南アジアの通貨危機の影響によるビルマへの投資額の激減、インフレの進行などにより、都市部の経済成長も後退し、深刻な状況が続いている。軍事政権下の厳しい経済的状況を背景に、ビルマから隣国への人身売買は後を絶たない。特に近年では、女性たちが中国に人身売買されるケースも増加している。

1995年の北京会議 (第4回国連世界女性会議) の後、ビルマでは女性政策に関する大きな変化がいくつかあった。1997年には女性差別撤廃条約に署名し、批准している。また、女性問題委員会をはじめとする種々の政府の女性組織 (母と子の福祉協会、女性スポーツ連盟など) を設置した。しかし、それらの組織は男性主導であり、メンバーはほぼ全員が軍事政権高官の妻たちである。体裁だけは整えているが、実態は、北京会議の趣旨に則しているとは言い難く、中身が伴っていない

状態であると言わざるを得ない。

一方、1990年代半ばから、タイ・ビルマ国境や北タイを拠点とするビルマの女性たちの組織化が進み、新しいグループやネットワークも誕生した。人身売買によってタイや中国に売られてきた女性たちにコンドームを無料配布するなどのサポートに取り組む活動も展開されている。彼女たちは、現軍事政権による圧政・人権侵害から逃れて来た女性たちや、数十年にわたって内戦を戦ってきた少数民族の女性たちである。1999年12月9日には、Women's League of Burma (ビルマ女性連盟) が創立された。同連盟には、Burmese Women's Union (BWU)、Kachin Women's Association-Thailand (KWAT)、Karen Women's Organization (KWO)、Kuki Women's Human Rights Organization (KWHRO)、Lahu Women's Organization (LWO)、Palaung Women's Organization (PWO)、Pa-O Women's Union (PWU)、Rakhaing Women's Union (RWU)、Shan Women's Action Network (SWAN)、Tavoy Women's Union (TWU)、Women's Rights and Welfare Association of Burma (WRWAB) の合計11の組織が加盟している。

タイでは、1990年代から、この問題に関連する法律の改正が相次いだ。1997年には、「1997年女性と子どもの人身売買に関する保護及び禁止法」が成立し、「1928年人身売買禁止法」は廃止された。新法では、人身売買に関する犯罪の範疇が広げられ、教唆した者に対する刑罰も定められた。旧法では、人身売買によってタイ国内に連れてこられた被害者を30日間更生施設に収容するとされていたが、新法ではシェルターや職業訓練所などの施設の提供が規定されている。また、新法では、被害者を女性や少女に限定せず、性別を問わないものと定められている。反テロ対策の一環として国際的に人身売買に対する取り組みが強化されている近年、タイ政府による人身売買対策には特にめざましい動きが見られる。タイは、2003年に発効した「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約に対する人身売買補足議定書」の署名国であり、また、女性と子どもの人身売買に対するASEM計画作成の中心メンバーでもある。タイ政府は、2003年4月4日には、人身売買に関する三つの覚書を公表した。それらは、「女性と子どもの人身売買に関連する政府機関のための共通ガイドライン及び実践に関する覚書」、「女性と子どもの人身売買に関する政府とNGO間の手続き協力に関する覚書」、「女性と子どもの人身売買に関するNGOの適用可能なガイドラインに関する覚書」である。三つの覚書の目的は人身売買された女性や子どもの保護と援助にあるとされており、その内容どおりに機能すれば、これまで法によって「犯罪者」とされてきた女性たちが「犠牲者」と見なされ、状況が改善されるのではないかと期待も寄せられている。売春についての法も1996年10月22日に新たに施行され、「1996年売春防止・禁止法」が、旧法の「1960年売春禁止法」によって替わった。主に18歳未満の児童売春を防止することに力点が置かれており、18歳未満の子どもを買春した者に対する罰則規定が設けられた。売春斡旋者や売春宿のオーナーらへの処罰も強化された上、18歳以上、18歳未満、15歳未満によって罰則の重さについて異なった規定を設けている。売春に従事した者(性労働者)に対する処罰は軽減されたものの、なくなったわけではなかった。例えば、1960年売春禁止法では、「売春を目的として道路などの公共の場所で勧誘した者には3ヶ月以下の懲役又は1,000バーツ以下の罰金あるいはその両方に処する。」と規定されているが、新法では「売春を目的として道路などの公共の場所で勧誘した者には1,000バーツの罰金に処する」

と規定されている。売春法の改正にあたって、当初は、女性財団、女性の友、EMPOWER などの女性団体も関心を寄せていたが、売春に従事した者（性労働者）に対する罰則規定を残すことが判明した時点で反対の声をあげた。彼女たちは、今回の改正では地下化が進むだけはないかと憂慮していた。1996年売春法が成立した後も、タイでは売春法に関する議論が活発になされてきた。2003年11月27日・28日、タイ政府は500人余りの国民を集め、売春の合法化に向けた公聴会を開催した。こうした積極的な動きの背景にある政府の思惑は、合法化による売春の統制から得られる莫大な税金収入にあると言えるだろう。EMPOWER など、性産業で働く女性たちの権利獲得をめざしている団体は、女性たちを処罰の対象としないことを望んではいるが、合法化に向けた政府の思惑とは大きなギャップがある。これらのタイでの法、政策面での変更があったものの、ビルマの女性たちに関しては、1979年移民法により、不法入国者として拘禁される点については変わりはない。

タイで性産業に従事しているビルマの女性たちは、現在もなお後を絶たない。人身売買によって連れて来られるケースもまだまだなくなっていないが、1993年当時と比較すると、いったんビルマに帰国した後、再びタイに密入国し性産業に従事するケース、不当な借金地獄から抜け出した後もタイにとどまり長年にわたってタイで性産業に従事しているケースが増えている。2004年12月26日のスマトラ沖地震による大津波では、タイでの被災状況も厳しく、何千人もが死亡・行方不明となったが、一説によると、2000人以上の性労働者が亡くなったと推計されている。そのうち大多数はビルマの女性たちであったが、密入国した彼女たちには、もちろん ID カードもなく、誰も本名さえ知らなかったため、身元の確認もままならないという報告がある。被災地域では、津波の被害からは逃れたビルマ女性たちも、住み込みで働いていた店が流され、仕事も行き場も失い、ビルマからの出稼ぎ労働者が働くプランテーション農園などに逃げ込むなどして、性産業従事者・不法入国者として捕まらないよう身を潜めている。このことから明らかなように、タイの性産業に従事しているビルマの女性たちは今も多く、彼女たちが自らのために行使できる権利はあまりにも保障されていない。

上述したように、原書が刊行されてから今日までの間に状況が変化した部分もあったが、根本的な部分では問題は変わっていない。また、現在も続く人身売買はもちろんのこと、現在の職場で働く直接の原因が人身売買でない場合も、一番はじめにタイに来たのは人身売買によるものであったという女性たちのことを理解する上で、この本が果たす役割は大きいであろう。